

業 務 契 約 書 (案)

1. 業務の名称 滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務
2. 履行場所 滋賀県彦根市八坂町2500
3. 履行期限 令和6年10月15日まで
4. 契約金額 金 円

(うち消費税および地方消費税の額 金 円)

上記の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 免除

上記業務について、契約担当者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 井手 慎司 を甲とし、契約の相手方 ○○ を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、頭書の金額をもって別添仕様書に基づき頭書の業務を履行するものとする。

(注意義務)

第2条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約の履行をなす責を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行について、業務の全部または大部分を一括して第三者に請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査等)

第4条 乙は、実施した作業の内容、材料の使用およびその他の所要事項について、甲に業務報告書を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、または、報告を求めることができる。

(業務指示)

第5条 甲は、乙に対し、この契約に基づく業務の執行について必要な指示を与えることができ、乙は、これを遵守しなければならない。

(監督員)

第6条 甲は、乙の履行について自己に代って監督または指示する監督員を定めた場合には、乙に通知する。

(現場責任者)

第7条 乙は、現場における業務の管理をつかさどる責任者を定めた場合には、甲に通知しなければならない。

(従業員の変更)

第8条 甲は、乙の現場責任者、使用人等で業務の履行または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対し、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

(臨機の措置)

第9条 甲は、作業の実施上、緊急を要すると認めるときは、乙に対し、所要の臨機の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、この場合にとった措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 乙が、第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が頭書の契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分について、甲は乙と協議のうえ、これを負担するものとする。

(損害負担)

第10条 第11条の引渡し前に甲および乙の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかったと認められるときは、甲においても相当の損害を負担するものとする。

(検査および引渡し)

第11条 甲は、乙から業務を完了した旨の通知を受けた日から5日以内に当該物品の検査を行うものとし、検査によって業務の完了を確認した後、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとする。

(契約金額の支払)

第12条 甲は、前条の物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受領した日の翌月末までに契約金額を支払うものとする。

2 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(履行遅滞)

第13条 乙は、自らの責に帰すべき理由により履行期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを頭書契約金額および契約保証金から控

除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(契約の変更)

第14条 甲は、必要ある場合には業務の内容を変更し、若しくは、業務を一時中止し、または、これを打ち切ることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害について賠償するものとし、賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な事由なしに業務に着手しないとき。

(2) 第3条の規定に違反したとき。

(3) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(4) 前各号の外、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、契約を解除されたときは、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(誓約書の提出)

第16条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前条第1項第3号の規定に該当しないことを表明・確約するため、「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第17条 乙は、この契約の履行に当たり第15条第1項第3号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な事由なしに甲が契約金額を支払わないとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合には第15条第2項の規定を準用する。

(秘密を守る義務および個人情報の保護)

第19条 乙または乙の使用人等は、業務の履行に際し、知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、乙は、この契約による業務の履行に際し、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(合意管轄)

第20条 甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項)

第21条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 契約担当者

滋賀県彦根市八坂町2500

公立大学法人滋賀県立大学

理事長 井手 慎 司

乙 契約の相手方

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙(受託者)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙(受託者)は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙(受託者)は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲(発注者)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲(発注者)が乙(受託者)に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙(受託者)自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲(発注者)の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡され、または乙(受託者)自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲(発注者)の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙(受託者)は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙(受託者)に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の報告)

第12 乙(受託者)は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲(発注者)に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 甲(発注者)は、乙(受託者)が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めるときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。